

坪井芳洲筆島津斉彬容体書について

泉 彪之助

先に本誌で報告したように、^(一)安政五年薩摩藩主島津斉彬の急逝に際して、福岡藩主黒田長溥は死去の状況を調査し、蘭方医坪井芳洲が執筆した容体書を添えて、宇和島藩主伊達宗城に書簡（以下黒田書簡）を送った。^{(二) (四)}

（著者は従来『鹿児島県史料』にしたがって黒田斉溥と書いて来たが、諸種の伝記と『洋学史事典』が黒田長溥としており、福岡県立図書館でも黒田長溥を使用しているのので、今後長溥とする）^(五)

著者はこの容体書の文面を校訂中、日付が八月となっていたものと七月十六日（斉彬死去の日）となっていたものと二系統の史料があることに気付いた。その理由を検討し、明治期に島津家編集所でこの文書が整理されたとき、訂正加筆された可能性があることを知った。この検討経過と容体書の内容について報告する。^{(六) (七) (八)}

一 容体書作成の経過

安政五年七月九日、薩摩藩主島津斉彬は消化器系感染症の症状で発病し、循環虚脱を起こして七月十六日に死去した。

斉彬の大叔父（斉彬の曾祖父重豪の子）で政治上の盟友でもあった福岡藩主黒田長溥は、斉彬重病のうわさを聞き、側近吉永源八郎を薩摩に派遣した。吉永は斉彬の側近山田壮右衛門から話を聞き、坪井芳洲筆の容体書入手して福岡に

帰った。

黒田書簡によれば、その時間的経過は次の通りである。

七月十六日島津斉彬は死去したが、そのことを秘したまま、七月二十八日斉彬の重病について相談する書簡が薩摩藩家老から福岡藩家老に届いた。その後も詳しい連絡がないので、黒田長漕は吉永を派遣した。吉永出発後に黒田家長崎留守居からの情報で斉彬の死去が判明し、吉永が八月二十八日に帰着して詳細がわかった。黒田書簡には九月十三日の日付が書かれている。

黒田長漕（斉漕）（一八一—一八八七）（文化八年—明治二十年）^{(九一)(二二)}

福岡藩第十一代藩主。島津重豪の第九子。文政五年福岡藩主斉清の養子となり、長漕と改名。文政八年元服に際し、將軍の諱をもらい斉漕と改めた。号は、擎成。シーボルトと交際するなど洋学振興を志し、種々の努力を行ったが、藩内に反対があり、十分な成功をおさめなかった。藩の内紛に際して過激化した勤王派を押えたため政治的に孤立し、維新の時は不遇であった。島津斉彬と親しく、いわゆるお由良騒動（嘉永朋党事件）の際には、長漕を頼って来た薩摩藩士を庇護して、薩摩藩からの干渉に一步も引かなかった。ビュルツブルク、長崎にシーボルト記念碑が建設された時は率先して拠金し、協賛会の総裁として尽力した。明治二十年三月死去。

吉永源八郎：福岡藩側役、格式奥頭取。家禄百二十石、当（あたり）^{(九一)(二四)}（職務給）四百石。大円寺町に居住。その他の経歴は不詳。

薩摩藩と関係が深かったのか、前述の嘉永朋党事件の際、脱藩して来た薩摩藩士は吉永を通じて長漕に訴えており、このときも吉永は長漕の命で薩摩へ調査に行っている。江島茂逸筆の長漕の伝記^{(九二)(二〇)}にはしばしば名前が出、長漕の信頼が厚かったことを思わせる。

伊達宗城（一八一—一八九二）（文政元年—明治二十五年）^{(二五)(二七)}

第八代宇和島藩主。旗本山口直勝の子に生まれ、文政十二年伊達宗紀の養子となり、弘化元年襲封。洋学振興に志があり、潜行中の高野長英をひそかに庇護し、また大村益次郎らを招いた。島津斉彬、松平春嶽ら、公武合体派の諸大名と親しく、安政五年の政変の際には井伊直弼によって隠居させられた。その後、公武合体派の一人として幕末の政局に活躍。維新後は主に外交に関する職務を担当した。明治二十五年十二月死去。

二 容体書の史料

容体書の原本は、黒田書簡と共に宇和島伊達家に所蔵された。宇和島伊達家文書は、太平洋戦争中に東京から宇和島に移され、現在宇和島伊達文化保存会が所蔵している。その中に黒田書簡は現存するが、容体書は発見されていない。

(後述)

伊達家系統の史料でもっとも古いものは、明治期に伊達家家記編集所で作成された写し(以下伊達家史料)で、侯爵伊達家と印刷された用紙に筆写され、『稿本藍山公記』(安政五年戊午八月卷百十二の項)(九頁)に掲載されている。著者は、宇和島伊達文化保存会の好意でそのコピーを入手し、それをういて検討した。

維新期の島津家文書は、明治時代に島津家編集所で収集整理され、一部は公刊あるいは稿本として発表された。その概要は後述する。すでに公刊された史料の中で重要なものは、『照国公文書』(島津家臨時編集所、明治四十三年)および『島津斉彬文書』(鹿児島市島津斉彬文書刊行会、昭和三十四年～昭和四十四年)だが、『島津斉彬文書』では安政期の史料は未刊で、『照国公文書』には黒田書簡のみが掲載されている。^(四)

島津家文書は、戦後、東京大学史料編纂所に寄贈され、同所およびそのマイクロフィルムを所蔵する鹿児島県歴史資料センター史料編さん室で整理刊行中であり、黒田書簡と容体書は『鹿児島県史料 斉彬公史料第三卷』にのせられている。^(五)(以下県史料)

一方原史料は不明だが、日本史籍協会編の『島津家書翰集』に、黒田書簡と容体書が掲載されている。(以下書翰集史料)^(七)
また坪井芳洲が執筆した容体書とは別の、漢方医による容体書が、寺師宗徳著『贈正一位島津斉彬公記』にある。^(八)こ
の容体書の原史料や成立経過は明らかでない。(以下漢方医史料) (この容体書は、形は芳洲を含む奥医師のチームが執筆した
形式になっているが、内容は漢方医による記載が主で、芳洲筆容体書とは大きく異なっている。そのため上のように呼んだ。)
著者は、伊達家史料、書翰集史料、県史料の三件を検討して校訂を行った。三件の史料の特徴は次の通りである。
伊達家史料：旧漢字、片仮名・平仮名混合、句読点なし。行換え少ない。異体字が含まれている。
書翰集史料：旧漢字、片仮名、句読点なし。月日と本文行換え、文中行換えあり。
県史料：新漢字、片仮名、読点・中点あり。行換えあり。

三 容体書本文の校訂

校訂には伊達家史料を基本とし、他の二史料の文と比較した。

これらの文の明らかな誤りをのぞき、基本史料の片仮名・平仮名混合を片仮名に統一し、異体字を正字にもどし、旧漢字を新漢字に換えるなどの処理を行った結果は左記の通りである。後述の理由により句読点はつけなかった。史料によつて異なっている字句は、史料番号(伊達家史料サイドライン、書翰集史料(2)、県史料(3))をつけて異同を示した。

御容体并御薬方

七月九日

夜拜診候処時候当リノ御模様ニテ御寒熱被為在御舌胎厚ク御腹部拘攣御大便少宛(2)ツ、御催有之候得共御快
通無之候

御泡劑接骨花加密列蜀葵花珊瑚里小茴香⁽¹⁾ (3) 二 (漢字の二) 礪砂二氏宛加へ調進候

同日

御熱氣強ク被為入御腹痛下痢數行被為在候御腹 (2) (3) 御腹部) 定所之劇痛等無之痙攣痛之御模様ニ奉診候

御煎劑サアレツフ煎ニ加密列接骨花小茴香甘草泡出差上申候蜂蜜アルタア煎ニテ浣腸被遊候

同十一日

御容体御同様ニテ御下痢昼夜四十行御熱候 (2) 御熱行) 少シ薄ク被為入候御小水御通不宜候

御藥前方夜分御安眠無之候テヒヨシヤエキス五氏御服用ニ相成候毎日數回サアレツフ煎ニテ御浣腸被遊候

同十二日

御下痢昼夜三十三度御赤痢ニテ血交リノ (3) ノなし) 御滑便被為入候裏急後重御強ク御熱候御同様御脈搏一密扭篤

ニ八十七八度或九十四五度御食機不宜サアレツフ煎ニ藿香木香砂仁加密列少? (一字不詳、匙?) (2) ヒ、(3) 宛)

泡出調進候

同十三日

御下痢昼夜三十二度御赤痢血便薄ク御熱候輕ク裏急後重モ御少ク御舌胎薄ク御小水御通不宜候御煎藥前方御散藥ニ

格綸撲越幾私垂刺比屋護謨調進御腹部ニ緩和蒸劑差上候

同十四日

御肌熱薄ク昨夜ヨリ時々御便中赤白相交リ御完穀モ相交リ御安眠不被為入御勞倦被為在御音声モ無御力サアレツフ

煎ニカスカリルラ水楊梅加密列泡出コロンボエキス御散藥ニ竜腦加へ調進候今日昼夜御下痢二十三度ニ減少御本便交

リ御通被為入候得共御食事至テ御少益御勞倦被為入御脈狀細數ニ奉窺候

同十五日

今朝ヨリ御脈益御細數御勞倦増加御手足微(2)漸冷御下痢昼十度被為入候其中御本便四五度御通有之御小水兩
三度御快通御食事御宜敷稍御整復之御模様ニ奉伺候候晚方ヨリ御疲勞相増御虚煩之御模様ニ奉診候コロンボエキス竜
腦御散葉ニ幾那塩配調御脾胃ニ芥子薑布差上申候何分御氣脱之御容体被為在候故ホフマン液麴香礪砂精等之御煎藥
(2)(3)御藥劑頻ニ奉調進候得共至極之御難症ニテ御藥劑奏効無之御大切奉恐入候御容体ニ奉伺候恐惶謹言

八月(3)七月十六日)

坪井芳洲

愚按ニ初日三日單純善性御痢疾御容体ニ奉伺候処終末転変御虚脱御症状ハ(2)ニ全ク當時流行性之コレラ病状
ニ可被為入候歟(3)歟ト奉存候

本文のうち、史料による差がもつとも大きいのは、先にのべたように日付で、伊達家史料(写真1)と書翰集史料では
八月となっているのに、県史料では七月十六日となっている。

この理由を知るため、鹿児島県歴史資料センター史料編さん室の好意で、県史料のもとになった史料のコピトを入手
した。^(二九)

これらの史料は二種あり、一方は「島津家国事鞅掌史料 斉彬公史料本記 安政五年戊午七月十五日以降 御逝去ノ
部ノ一六」と題されている(写真2)。容体書は、十二葉左から十五葉右にわたっている。もう一方の表紙は稿本の体
裁で、「斉彬公史料 市来四郎編 安政五年 八」と題され、内表紙には「元国事鞅掌史料」と付記されている(写真3)。
容体書は、二十四葉右から二十六葉左にわたっている。ここでは前の史料を鞅掌史料、後の史料を(原)斉彬公史料と仮
称する。前記の問題点を両史料について検討した。

鞅掌史料を見ると、日付では月の上の字が消してあり、最後の部分にあるトの字は横に加筆されているように見える
(写真2)。また読点のあるなしかかわらず字の間隔が同じで、読点は付加されたもののように見える。これらの点は、

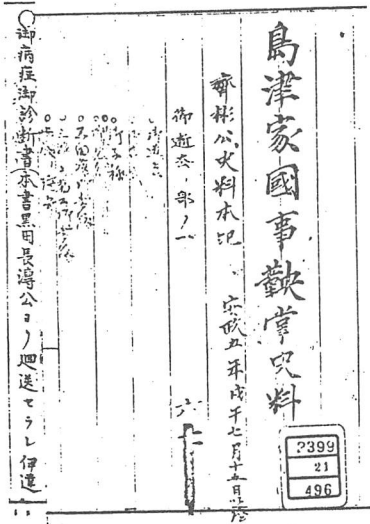


写真 2 A 坪井芳洲筆島津斉彬容体書 (史料表紙) (東京大学史料編纂所蔵「島津家國事歎掌史料」) (鹿児島県歴史資料センター恵与のコピーから撮影)

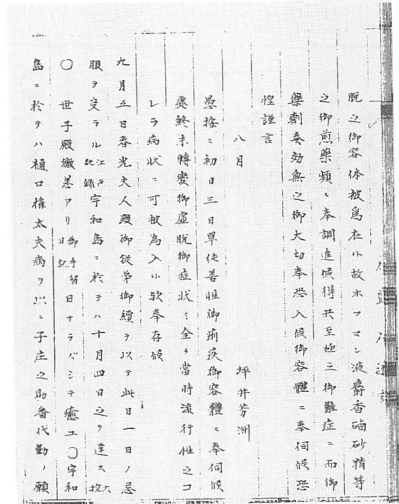


写真 1 坪井芳洲筆島津斉彬容体書(部分) (宇和島伊達文化保存会蔵「稿本藍山公記」) (同会恵与のコピーから撮影)

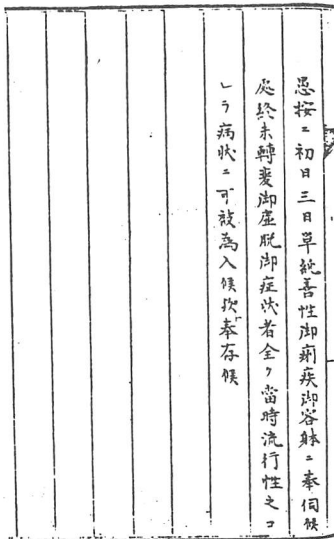
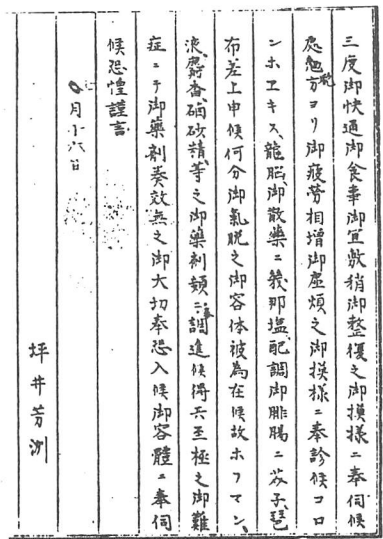


写真 2 B, 2 C 坪井芳洲筆島津斉彬容体書(部分) (東京大学史料編纂所蔵「島津家國事歎掌史料」) (鹿児島県歴史資料センター恵与のコピーから撮影)



元禄寺様忠興
御書七六段

齊彬



料

安政五年

市来四紙幅

今朝ヨリ御脉益御細敷御勞倦増加御手足微冷御下痢
登子度被為入候其中御本候四五度御通有之御小水向
三度御快通御食事御宜敷猶御整後之御摸標ニ奉伺候
裏脱方ヨリ御疲勞相増御座煩之御摸標ニ奉診候コロ
シホエキス龍腦御散藥ニ費那塩配調御脚腸ニ水子運
布差上申候何分御氣脱之御容体被為在候故ホフマン
液麴香御砂箱等之御藥劑類ニ奉調進候得共至極之御
難症ニ御藥劑奏効無之御大切奉忍入候御容體ニ奉
伺候恐惶謹言

七月十六日

坪井芳洲

「愚按ニ初日三日單就善性御痢疾御容躰ニ奉伺候
裏然味轉變御座脱御症狀者全ク當時流行性之コ
レヲ病狀ニ可被為入候狀ト奉存候

三〇

朱考 伊地知季安記事抄

七月八日公知調練場覽大小砲備九日臨對面所交琉球
王子朝誓此日公嬰殺前中外惶憂業禱賜力微效日對時

写真3 坪井芳洲筆島津齊彬容体書(史料内表紙および部分)(東京大学史料編纂所蔵「(原)齊彬公史料」)(鹿児島県歴史資料センター恵与のコピーから撮影)

(原) 斉彬公史料では、鞅掌史料で訂正された通りに清書されたように見える(写真3)。

元の文書を直接見ていないので断定は出来ないが、これを見ると、島津家編集所における作業の際に、日付が訂正され、トの字および読点が付加されたのではないかと思われる。鞅掌史料、(原) 斉彬公史料、県史料の文面を比較すると、一部の読点、中点の有無を除いて、ほとんど同文である。鞅掌史料の段階で行われた訂正が、以後基本的記載として理解されて来たのではなからうか。ちなみに現在入手出来る島津斉彬の伝記では、県史料公刊前に出版された池田俊彦氏のものを含めてすべて、容体書の日付が七月十六日になっている。^(二〇一三二)

著者は最初、坪井芳洲筆の容体書の他に、薩摩藩の公式記録として残された病状記録があり、それが県史料の基礎となったのかと考えた。後にのべるように、容体書を漢方医史料と比較するとそうした記録がかつて存在したことを思わせるが、鞅掌史料、県史料には「本書黒田長溥公ヨリ廻送セラレ伊達家所蔵」と書かれており、また伊達家史料と県史料とは一部を除いて本文がよく一致しているので、別系統の史料と考えるのは無理であろう。

前記のべたように吉永源八郎が福岡を出発したのは七月二十八日以降で、八月二十八日に帰着している。しかも薩摩到着後すぐには情報が得られなかったと黒田書簡にあるので、坪井芳洲が吉永に容体書を発行したのは八月中と考えられ、容体書の日付は発行の時点を示すものであろう。島津家編集所は発行の時期を重視せず、斉彬死去の日の七月十六日に訂正したものかと思われる。

黒田書簡原本には句読点がないが、『照国公文書』に掲載された黒田書簡は読点がつけられており、島津家編集所では読解のためにそうした作業を行ったのであろう。容体書の場合も、日付を除いて、本文の訂正というより読解のための加筆という印象が強い。

鞅掌史料原本を適当な手法で検討することが出来れば、加筆訂正の実態が明らかになるかも知れない。

四 島津家編集所における編集作業

先に述べたように、斉彬を中心とする島津家史料は、明治時代に島津家編集所において整理編集作業が行われた。その概要は次の通りである。^{(二三) (二六)}

島津家文書は、江戸三田藩邸の焼打ち、廃藩置県の際の公的記録の廃棄、西南戦争などの事件によって多くの文書が失われた。このことを憂慮した人たちが、明治十五年ごろ島津久光・忠義父子に上申し、父子の指示で島津家文書の収集整理が開始された。

市来四郎およびその甥寺師宗徳がこれを担当し、最初鹿児島で作業が開始されたが、後に東京に編集出張所を設け、さらに明治二十三年には編集所を東京に移し、全部の作業を東京で行うこととなった。

市来四郎は、明治十五年斉彬言行録、明治十六年島津家記、明治十八年島津家国事鞅掌録編纂を命じられたが、とくに明治二十一年、宮内大臣が島津家を含む旧四大藩に旧藩事蹟を記録して提出するように指示してから、藩外史料も含む編纂作業を行った。この作業の結果、作成、提出されたのが「島津家国事鞅掌史料」である。(著者が恵与された史料コピーを見ると、鞅掌史料を清書したものが(原)斉彬公史料で、二段階の作業が行われたように見える。しかし『鹿児島県史料 斉彬公史料第一巻』解題は、「島津家国事鞅掌史料」の一部が「(原) 斉彬公史料」であるとしており、著者の言う鞅掌史料は、解題が「島津家国事鞅掌史料」中の草稿史料としているものにあたるのであろう。^{(二四) (二五)}

市来四郎 (一八二八—一九〇三) (文政十一年—明治三十六年)

名は廣實。薩摩藩寺師家に出生。十一歳のとき、市来家へ養子に入る。成人後、藩士として砲術、兵器製造、通貨鑄造などの職務に関与。維新後は製糸、牧畜などに従事。西南戦争の時は、島津久光・忠義に従い中立を守った。明治十五年、五十五歳の時から文筆に専念、上のように島津久光・忠義の指示で、甥の寺師宗徳と共に十六年間にわたって島

津家関係史料の編集に心血を注いだ。明治三十六年二月死去。

市来四郎が島津家文書収集編纂にあたった功績は極めて大きく、上の訂正加筆の推定が事実であったとしても、市来の偉大な業績の価値を少しも減ずるものではない。

五 坪井芳洲筆容体書と漢方医作成の容体書

先に校訂した容体書本文を漢方医作成の容体書と比較した。

左記が、漢方医作成の容体書の、明らかな誤りを訂正した本文である。(新漢字を使用)

(前稿では気脱を虚脱であらうとしたが、坪井芳洲筆容体書に気脱という言葉があるので、そのままとした)

御容体書 後年為見
合記之置

太守様御事去ル九日昼後ヨリ御時候当ニテ御熱被為入御腰部之御瘧攣時々御腹痛被為在御下厠度々有之候得共御快通不被為入坪井芳洲拜診御発表剂カミツレ接骨木花茅根調進仕候

一同十日御容体裏急後重之御模様ニ而御腹痛御強被為入御舌苔被為在御上リ別而御少御安眠不被為在昼夜御下厠三十度位被為入候附朝稻三益清水養正拜診之上加味正気散加葛根大黃調ヲ芳洲ヨリサアレツフ煎カミツレ接骨木花茅根泡出差上候

一同十一日晝御発汗御相応ニ被為在御腹痛御瘧攣少者御和ラギ被遊御血便ハ昼夜四拾度被為在上リモ昨日御同様三益養正拜診御胸悶之御気味被為在候附黄芩湯加葛根調進仕候芳洲御薬御同様差上置候

一同十二日御気分御同様之内ニ而少ハ御開粥二拾五匁程御望ニテ被召上終日七拾五匁餘被召上御味噌汁御豆腐少被召上

御腹痛御熱癸モ御薄被為在御下厠昼夜三拾三度芳洲ヨリサアレッフ煎加砂仁藺唐木秀調差上候

一同十三日御氣分御通御被召上候モ昨日ヨリハ御重ミ御熱癸モ至テ御輕被為在御藥黃芩湯加桂根黃連調上御上リ昼夜百五匁御下厠昼夜三拾二度芳洲ヨリハ矢張前方差上置候

一同十四日御肌熱御薄昨夜ヨリ時々御便中赤白御交被遊御完穀モ御交リ被遊御安眠モ不被為入御勞倦被為在御音声モ御力ナク候而御藥參芩白朮散調進仕御灸治御中腕御氣海御天樞モ兩度被遊候御血便昼夜二拾三度ニ而御減少ハ被遊候得共御上リ至而御少ク益御勞倦被為在御脈状至而御氣薄相伺候

一同十五日今朝ヨリ御脈益御氣薄御勞倦御弥增御手足御微冷御血便昼夜十度被為入候夕方ヨリ御空煩之御模樣被為在候附大四君子湯加肉桂乾姜調進仕御灸治御同穴へ度々差上候得共益御氣脱之御容体附前方加附子調上仕候得共御氣息御厥冷御増御藥灸御奏効不被為在今朝六時御養生不被為叶何分奉恐入次第御座候此段申上候以上

七月

奥医師

興味深いのは、七月十四日の項の最初の部分が、両者ほとんど同一のことである。七月十五日にも似たところがある。七月十四日には「完穀（下痢）」という漢方用語が使われており、芳洲筆容体書のこの部分は漢方医の記録を引用したものではなからうか。芳洲は他の項で、漢方医が記載していない寒熱、腹部拘攣という漢方用語を使用しているので、芳洲の医学が漢方の考えを脱し切っていなかった面もあると思われる。しかし七月十四日の記載には、単に記載すべき内容が同じであった以上の文面の一致がある。

想像だが、当時の病床記録は芳洲と漢方医とが別々に記載していたのであろう。七月十四日の少なくとも最初は、漢方医が診療を担当したため芳洲の側に記録がなく、容体書を作成するとき漢方医の記録を参照引用したものと思われる。このような参照が可能だったとすると、あるいは同一冊子に場所を変えて記載されていたのかも知れない。

著者は漢方医の容体書が掲載された寺師宗徳の『贈正一位島津斉彬公記』を鹿児島県立図書館で短時間見ただけで、この書物の成立経過や記載内容を十分に検討出来なかつた。あるいはこの漢方医の容体書が含まれた病床記録が島津家文書から将来発見されるかも知れないが、現在までではそうした報告はないようである。なお著者の寺師宗徳は先に述べたように市来四郎の甥で、慶応義塾に学び、市来と共に島津家編集所員として島津家文書の収集整理に功績のあつた人である。^(二二二)

六 容体書の現代語訳

芳洲筆容体書の敬語を除き、可能な場合には用語を現代医学用語に換えるなどの操作を行ったのが、左記の文である。著者は漢方や蘭方の医学用語に暗いので、不明の部分はそのままとした。

症状と処方経過

七月九日

夜診察したところ、時候当りの様子で、悪寒発熱あり、舌苔厚く、腹部拘攣。大便はすこしずつ催すが、よく出ない。

泡剤として接骨花・加密列・蜀葵花・珊瑚里・小茴香に、礪砂二ケレインずつ加へ投与した。

同十日

熱気強くあり、腹痛、下痢数行あつた。腹部には、限局性の劇痛などなく、痙攣痛の状態と思われた。

煎剤として、サアレッフ煎に加密列・接骨花・小茴香・甘草を泡出し、投与した。蜂蜜アルタア煎で浣腸した。

同十一日

容体は同様で、下痢昼夜四十行、発熱の状態は少し軽くなった。尿量減少した。

薬は前方通り。夜分不眠あり、ヒヨシヤエキス五ケレイン服用した。毎日数回、サアレツフ煎で浣腸した。

同十二日

下痢昼夜三十三度。赤痢で血交りの滑便(粘血便?)あり。裏急後重強く、発熱の症状は同様。脈搏、一分間八十七八度あるいは九十四五度。食欲不良。サアレツフ煎に藿香・木香・砂仁・加密列少?(匙?宛?)泡出し、投与した。

同十三日

下痢昼夜三十二度。赤痢だが血便は軽く、発熱は軽く、裏急後重も少く、舌苔薄いが、尿量は少ない。煎薬は前方の通り。散薬としてコロンボエキス・アラビアゴム投与。腹部に緩和蒸剤を投与した。

同十四日

肌熱薄く、昨夜から時々便に赤白交り、完穀も交り、安眠せず、労倦あり、音声にも力がなく、サアレツフ煎にカスカリルラ・水楊梅・加密列を泡出。コロンボエキス散薬に竜腦を加へ投与した。今日、昼夜下痢二十三度に減少、本便交り通じたが、食事の量は非常に少く、ますます労倦にあり、脈は頻数微弱であった。

同十五日

今朝から脈ますます頻数微弱となり、労倦増加し、四肢微冷。下痢昼十度あり。其中、本便四五度通じあり、小水は二、三回よく出た。食事(の摂取も)よく、やや回復の様子に見えたが、晩方から疲労が増し、虚煩の状態に見えた。コロンボエキス・竜腦散薬にキナ塩を配合して投与。腓腸部に芥子パップを行った。何分にも気脱の容体にあるので、ホフマン液・麝香・礞砂精などの薬剤をたびたび投与したが、極めて重症で薬剤の効果がなく、予後不良であった。

八月

坪井芳洲

思うに、初日三日は單純良性下痢の症状と考えたが、末期に急変した虚脱症状は、全く当時流行していたコレラ病状にいれるべきかと考える。

七 容体書に記載された事項

(一) 身体部位：腹部、膀胱

(二) 症状：寒熱、熱氣、熱候、腹痛、下痢、赤痢、裡急後重（裏急後重）、大便少宛催有之候得共快通無、便中赤白相交り、完穀モ相交り、血交リノ滑便（粘血便？）、本便交リ通候得共、本便四五度通有、小水通不宜、小水兩三度快通、安眠無之、疲勞相増、勞倦、食機不宜、食事至テ少、食事宜敷

(三) 所見：舌胎（舌苔）、腹部拘攣、腹部定所之劇痛等無、痙攣痛之模様、脈搏一密扭篤二八七八度或九十四五度、脈狀細数、肌熱薄ク、音声モ無力、手足微冷、稍整復（回復）之模様、虚煩之模様、氣脱之容体、至極之難症ニテ藥劑奏効無、御大切奉恐入候御容体、終末轉變虚脱症状

(四) 藥劑名

泡（泡は浸と同義）劑：接骨花、加密列、蜀葵花、珊篤里、小茴香、甘草、藿香、木香、砂仁、カスカリルラ、水楊梅煎劑：サアレツフ煎

散藥：コロンボエキス（格縷撲越幾私）、竜腦、キナ（幾那）塩、アラビアゴム（亜刺比屋護謨）

その他（水劑を含む）：ヒヨシヤエキス、ホフマン液、麝香、礮砂精

浣腸藥：蜂蜜アルタア煎、サアレツフ煎

緩和蒸劑

琶布（バップ）劑：芥子

泡劑例：接骨花、加密列、蜀葵花、珊篤里、小茴香泡出＋礮砂二匁宛加

煎剤例：サアレッフ煎＋加密列、接骨花、小茴香、甘草泡出

サアレッフ煎＋藿香、木香、砂仁、加密列泡出

サアレッフ煎＋カスカリルラ、水楊梅、加密列泡出

散薬例：格綸撲越幾私（コロンボエキス）＋亜刺比屋護謨（アラビアゴム）

格綸撲越幾私＋亜刺比屋護謨＋竜腦

コロンボエキス・竜腦散薬＋幾那塩

服薬：ヒヨシヤエキス

その他：ホフマン液、麝香、礪砂精

(五) 処置：洗腸、腹部緩和蒸剤、芥子琶布

(六) 診断：時候当リノ模様、単純善性痢疾、コレラ

(七) 診察、投薬単位

密扭篤：ミニユート（オランダ語の minuut）

氏：ケレイン、ゲレイン（オランダ語の grein）、グレイン（英語の grain）（注）

注：氏は重量単位の符号で、恐らくローマ字の G を日本の蘭学者が漢字風に書きやすくしたものであり、約〇・〇六四八グラムを示す（中村昭博士の教示による^{二七二八}）。なお氏という文字について、著者は『ハルマ和解』は参照出来なかつたが、『訳鍵』の度量衡表にはこの字はなく、ローマ字の G のみが書かれていた^{二九三〇}。

八 容体書に書かれた薬剤

容体書に書かれた薬剤はすでに知られたものばかりで、ここでは容体書校訂に必要な薬名の確認にとどめる。当時は、

蘭方でも従来からあった生薬が主体を占めていた。

(一) 薬剤名。その原料動植物の学名と和名^{(三二)一(三四)}

接骨 (木) 花 SAMBUCCI LIGNUM : Sambucus sieboldiana (Miq.) Blume ex Graebn. (ニフトロ) の、普通は茎を乾燥したものをを用いる。花を使う場合もある。

加密列 : Matricaria chamomilla L. (カミシレ) の頭花を乾燥したもの。

蜀葵 (じょけい) 花 アルタバ・Althaea rosea (L.) Cav. (タチアオイ) の花 (茎葉、根、種子など) が用いられる。
珊篤里 : Cnicus benedictus L. (サントリンウ) の花をつけた全草。

小茴香 FOENICULI FRUCTUS : Foeniculum vulgare Mill. (フウキョウ) の果実。

甘草 GLYCYRRHIZAE RADIX : Glycyrrhiza uralensis Fisch. (ウラルカンネウ) または Glycyrrhiza glabra L. var. glandulifera Reg. et Herd. (ハンキンカンネウ) の根。

藿香 (かへい) POGOSTEMI HERBA : Agastache rugosa (Fisch. et Mey) O.Kuntze (カノシズリ) または Pogostemon cablin (Blanco) Benth. (ハチョリ) の全草または葉を乾燥したもの。

木香 AUCLANDIAE RADIX (SAUSSUREAE RADIX) : Saussurea lappa Clarke (ホッコウ) などの乾燥根。
砂仁 (じやごじん) : Amomum xanthioides Wallich (和名まじ) の種子団塊。

カスカリラ : Croton eluteria Benth. (カスカリラ) の樹皮。

水楊梅 (すいようばい) : Gennun japonicum Thunb (ダイロンンウ) の根を含む全草。

サブレツン (サブレツン根) SALEP TUBER : Orchis morio L. または Anacamptis pyramidalis Richard, Platanthela bifolia Richard などの球茎。

コロンボエキス (格論撲越幾私) : Jateorhiza columba Miers (コロンボ) の塊根。

竜腦 CAMPHORA : Dryobalanops aromatica Goerth. f. (リュウノウジュ) の材より採取。樟腦と混同されている面がある。

キナ (幾那) 塩 : Cinchona succirubra Pavon (アカシナノキ) の樹皮より採取。

アラビヤゴム (亜刺比屋護謨) : Acacia senegal Willd. (アラビヤゴムノキ) の樹液。

礆砂 : 硫酸アンモニウム。

ヒヨシヤエキス : Hyoscyamus niger L. (ヒヨス) の種子より採取。

ホフマン液

麝香 Moschus : Moschus moschiferus L. (ジャコウシカ) の雄の腺分泌物を乾燥したもの。

礆砂精 : アンモニア水。

蜂蜜

芥子 (がいし、からこ) SINAPISIS SEMEN : Brassica juncea (L.) Czern. et Coss. (カラシナ) の種子。

(二) 容体書の薬剤名中、シーボルトが使用していた薬剤の表記を比較のために示した。

「」内は呉秀三『シーボルト先生』^(三十四)、一内は戸塚武比古『シーボルト処方録』^(三六)中の表記。両方が一致した場合は、一を

省略。

接骨花「接骨木花、サンビキス、Sambikis」、加密列「加密爾列、カミルレ、ムードルコロイド、Moederkruid」(加密爾列、

加密兒列)、アルタア「アルター花、Altha bloem」(アルター、亜尔荅、アルターフルーム)、蜀葵花「蜀葵、マルハ、Malva」

(マルハア)、小茴香「(小) 茴香」、甘草「甘草、リクイリチャ、Liquiritia」、カスカリルラ「カスカル、Cascara」、水楊梅

「水楊梅根、カレオペラタ、Caryophyllata、ナアケル煎、Nagel」、サアレツフ(サアレツブ)、コロンボエキス(格論撲越幾

私)「コロンボ、Columbo」(姑瀝莫暴)、竜腦「竜腦、カンフォリ、Camphor」、キナ(幾那)塩「キナ、Quina」(キーナ、

幾那)、アラビアゴム(亜刺比屋護謨) [Arabia gum] (アラビヤゴム、亜刺比屋護謨)、礪砂 [礪砂、サルアン
モニアシ、Salammoniak]、ヒヨシヤエキス [ヒヨスシヤムス、Hyoscyamus、ビルゼンコロイド、Bilzenkruid] (ヒヨシヤモ
ス、必与悉約苴斯、ビルゼンコロイド、ヒヨシヤモスエクスタラクト、エキスタラクトヒヨシヤモス)、ホフマン液 [ホ
フマン、Hoffmann's droppels] (ホフマン鎮痛液)、麝香 [麝香]、礪砂精 [アンモニアカ、Ammoniaka]、蜂蜜 [蜂蜜、蜜]、
芥子 [芥子泥]

注：蜀葵とアルタアは同じものを指す。

九 各史料の評価と坪井芳洲筆容体書原本の所在

これらの分析を通じて、各史料の意義を総括したい。

伊達家史料は、その成立経過から見て今後も校訂の基本とすべきものと思われる。しかしなお検討を要する事項もあり、完全に根本史料とするには問題が残る。

書翰集史料は、『島津家書翰集』復刻版解題が指摘するように、原本に史料の出所が明記されておらず、その点は価値が制限される。しかし容体書の文面は、誤字が比較的多いことを別にすれば、伊達家史料とよく一致しており、島津家編集所における整理を受けなかった史料によるものと思われる。この点は、伊達家史料を評価する上で重要な参考となる。

県史料およびその基本となった『島津家国事鞅掌史料』は、先に考察したように訂正加筆の影響を受けている可能性があり、その点は注意を要しよう。

著者が推定した史料成立の経過を、表に示した。

先に述べたように、黒田書簡は宇和島伊達文化保存会に所蔵され、著者も同会の好意で原本を見ることが出来た。

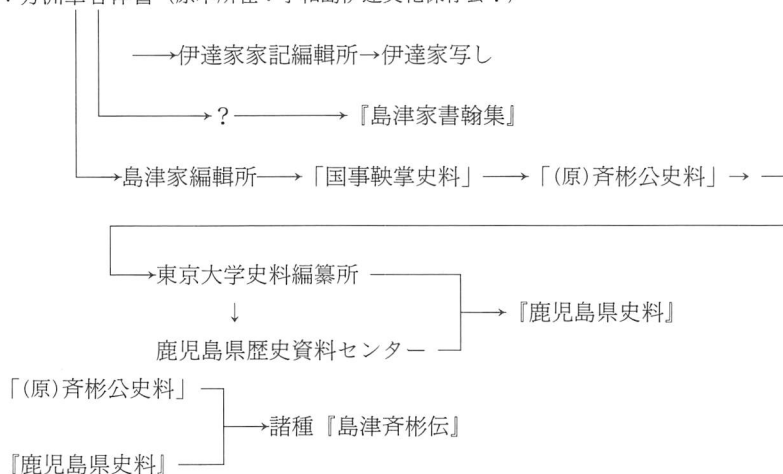
表 坪井芳洲筆島津斉彬容体書史料成立経過推定

(*を付したのは、原史料が未発見のもの)

* 漢方医筆病状記録 → * 漢方医筆容体書 → 『贈正一位島津斉彬公伝』

* 坪井芳洲筆病状記録 → * 芳洲筆容体書 → 吉永源八郎 → 黒田長溥 → 伊達宗城
(+ 黒田書簡)

* 芳洲筆容体書 (原本所在：宇和島伊達文化保存会?)



同会によれば、黒田書簡の所在は、同会が所蔵する『御重書之内御書簡類総目録(全)』および『御重書目録乙』に記載されているが、容体書のこと書かれていない。そのため容体書が本来の位置と異なったところに置かれたのである^(三七)。宇和島伊達家文書は膨大な量があり、現在も整理が進行中である。将来容体書原本が発見される可能性もあるとのこと、それを期待したい。

(この論文の要旨は、平成五年五月、第九十四回日本医史学会総会で発表した)

この研究に貴重な史料を提供していただき、多くの援助と助言を与えられた宇和島伊達文化保存会、宇和島市立図書館、鹿児島県歴史資料センター史料編さん室・大平義行氏、鹿児島県立図書館・森重孝博士、岩崎育英奨学会、福岡県立図書館郷土資料室・中村昭博士、福井県立朝倉氏遺跡資料館 舟沢茂樹氏、福井大学図書館、福井市立図書館、また写真を作成していただいた光影館主・榎原英夫氏に深謝する。

文献

- (一) 泉 彪之助「坪井芳洲と薩摩藩」『日本医史学雑誌』三七卷四号、五六七―五八一頁、一九九一(平成三年)。
- (二) 黒田長溥「伊達宗城宛書簡(安政五年九月十三日)」、宇和島伊達文化保存会の好意による。
- (三) 黒田斉溥(長溥)「伊達宗城宛書簡(安政五年九月十三日)」、鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 斉彬公史料第三卷』三二―三二四頁、鹿児島県、一九八三(昭和五十八年)。
- (四) 黒田斉溥(長溥)「伊達宗城宛書簡(安政五年九月十三日)」、島津家臨時編輯所著作兼発行『照国公文書』一二〇葉右―一二四葉右、一九一〇(明治四十三年)。
- (五) 日蘭学会編『洋学史事典』二三九頁、雄松堂出版、一九八四(昭和五十九年)。
- (六) 坪井芳洲「(島津斉彬)御病症御診断書」(伊達家写し)、『稿本藍山公記』(安政五年戊午八月卷百十二)九頁、宇和島伊達文化保存会の好意による。

- (七) 坪井芳洲「(島津斉彬)御病症御診断書」、日本史籍協会編・発行『島津家書翰集』九〇―九三頁、大正十二年、東京大学出版会、一九七二(昭和四十七年)復刻。
- (八) 坪井芳洲「(島津斉彬)御病症御診断書」、鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 斉彬公史料第三卷』三二―三三頁、鹿児島県、一九八三(昭和五十八年)。
- (九) 川添昭二・福岡古文書を読む会校訂『新訂黒田家譜第六卷(香月恕経稿、江島茂逸補訂)「從二位黒田長溥公伝」上、中、下』、文献出版、一九八三(昭和五十八年)。
- (一〇) 江島茂逸『從二位成老公畧伝』私家版、一九〇五(明治三十八年)、福岡県立図書館蔵。
- (一一) 藤井甚太郎「黒田長溥公評伝(一)」「(五)」『筑紫史談』七五集―八一集、一九三九―一九四二(昭和十四年―昭和十七年)。
- (一二) 柳猛直「悲運の藩主黒田長溥」、海鳥社、一九八九(平成元年)。
- (一三) 伊東尾四郎「福岡旧事叢話(二)」『筑紫史談』十五集、一九一七(大正六年)。
- (一四) 「福岡藩家中分限帳」(万延元年六月調、文久二年写)『福岡県史料第九集』三四一頁、一九三八(昭和十三年)。
- (一五) 『伊達家歴代要覧』(第八代宗城の項)、宇和島市立図書館、一九六一(昭和三十六年)。
- (一六) 「宇和島伊達家家譜」『伊達宗城在京日記』一―十頁、日本史籍協会、一九一六(大正五年)。
- (一七) 「伊達宗城公御年譜」『鶴鳴餘韻』下巻、一―四頁、伊達家日記編輯所、一九一四(大正三年)、宇和島市立図書館蔵。
- (一八) 「(奥医師筆)(島津斉彬)御容体書」、寺師宗徳『贈正一位島津斉彬公記』一四九―一五一頁、村野山人、一九〇八(明治四十一年)。
- (一九) 「国事鞅掌史料」および「(原)斉彬公史料」、東京大学史料編纂所蔵、鹿児島県歴史資料センター史料編さん室の好意による。
- (二〇) 池田俊彦『島津斉彬公伝』、岩崎育英奨学会、鹿児島、一九八〇(昭和五十五年)。
- (二一) 島重孝『薩摩医人群像』、春苑堂、鹿児島、一九七六(昭和五十一年)。
- (二二) 鮫島志芽太『島津斉彬の全容』、ぺりかん社、東京、一九八九(平成元年)。
- (二三) 「市来四郎君自叙伝 一―十七」、鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料第七巻』九〇―一〇三頁

頁、一九八〇(昭和五十五年)。

- (二四) 鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料 斉彬公史料第一卷』解題、一九八一(昭和五十六年)。
- (二五) 『日本人名大辞典』第一卷、二八五頁、平凡社、一九七九(昭和五十四年)復刻。
- (二六) 村野守治編『島津斉彬のすべて』、新人物往来社、東京、一九八九(平成元年)。
- (二七) 中村昭「蘭方口伝(シーボルト驗方録)」『日本医史学雑誌』三六卷三号、二七一―二九四頁、一九八九(平成元年)。
- (二八) 中村昭：私信。
- (二九) 藤林普山『訳鍵、附蘭学逡』、青史社、一九八一(昭和五十六年)復刻。
- (三〇) 斎藤信『日本におけるオランダ語研究の歴史』、大学書林、一九八五(昭和六十年)。
- (三一) 三橋博監修『原色牧野和漢薬草大図譜』、北隆館、一九八八(昭和六十二年)。
- (三二) 難波恒雄『原色和漢薬図鑑』、保育社、一九八〇(昭和五十五年)。
- (三三) 木村康一、木村孟淳『原色日本薬用植物図鑑』、保育社、一九七三(昭和四十八年)。
- (三四) 清水藤太郎『日本薬学史』、南山堂、一九七一年(昭和四十六年)復刻。
- (三五) 吳秀三『シーボルト先生2』三二二頁、平凡社、一九九〇(平成二年)。
- (三六) 戸塚武比古「シーボルト処方録」『日本医史学雑誌』二九卷三号、三一六―三三九頁、一九八三(昭和五十八年)。
- (三七) 宇和島伊達文化保存会：私信および証言(平成三年七月)。

(福井県立看護短期大学部)

The Bulletin of Nariakira Shimazu

156

by Hyonosuke IZUMI

In 1858, the sudden and fatal illness of Nariakira Shimazu, the feudal lord of the Satsuma clan, provoked suspicion as to the cause of his death.

Nagahiro Kuroda, the feudal lord of the Fukuoka clan, sent a letter to Munenari Date, the feudal lord of the Uwajima clan, informing the results of his investigation, along with the bulletin on Nariakira written by Hoshu Tsuboi, a clan physician.

While the author was emending the texts of the bulletin, he found that there are two series of historical materials; dated in August and dated on July 16th, the day Nariakira expired.

After examination of those materials, the author also discovered that some corrections may have been made at the office on the original text of the bulletin for compilation of the Shimazu documents in the Meiji era.

In the present communication, the author reports the process of the study and the contents of the bulletin.

(28)